

入札参加者のための
杉戸町総合評価方式試行マニュアル

平成23年 6月

杉 戸 町

目 次

ガイドライン・同解説編

1	総合評価方式の概要・意義	5
2	対象工事及び実施工事選定基準	6
3	総合評価方式のタイプ	9
(1)	簡易型	9
(2)	技術提案型	9
4	標準的な実施手順	10
5	評価項目・配点等	12
(1)	評価項目の選定	12
(2)	配点等	12
(3)	簡易型における必須評価項目	13
ア	企業の技術能力	13
イ	企業の社会的貢献度	14
ウ	配置予定技術者の技術能力	15
(4)	技術提案型Aタイプにおける必須評価項目	17
エ	施工管理の適切性・発注者が指定した課題への対応	17
(5)	技術提案型Bタイプにおける必須評価項目	19
オ(ア)	技術提案	19
オ(イ)	技術提案を実現するための方法	20

(6) 選択評価項目（簡易型・技術提案型共通）	-----	21
カ 企業の技術能力	-----	21
キ 配置予定技術者の技術能力	-----	22
ク 企業の地域精通度	-----	23
ケ 企業の社会的貢献度	-----	23
コ その他	-----	25
サ 企業倫理や信頼性等	-----	26
6 総合評価方式の適用についての意見聴取	-----	27
7 技術資料の提出要請	-----	27
8 技術評価	-----	28
(1) 技術提案の改善	-----	28
(2) 加算点の算出	-----	28
(3) 不適正な事項に対する措置	-----	28
(4) 評価値の算出と落札者の決定	-----	29
9 落札者を決定しようとするときの意見聴取	-----	30
10 その他	-----	31
(1) 評価内容の担保	-----	31
(2) 中立かつ公正な評価の確保	-----	31
(3) 情報公開	-----	32
(4) 履行確認	-----	34
履行確認資料（様式）	-----	41

参考資料編

- 1 総合評価方式の入札説明書（記載例） ----- 50
提出技術資料（表紙、様式）-----（別添エクセルデータ参照）
- 2 総合評価方式の特記仕様書（例） ----- 69
- 3 総合評価方式の請負契約書（例） ----- 71

用語の定義

過去 ㉔年度間

前年度から 年度間

平成23年度における過去2㉔年度間とは、平成22年度、平成21年度のこと。

過去 年間

工事の公告日（または指名通知日）から起算して過去 年間。

建築工事等

建築工事、電気設備工事、機械設備工事及びこれらに類する建築関係工事のこと。

公共工事

国、特殊法人等（独立行政法人も含む）、地方公共団体が発注する工事と県公社（埼玉新都市交通（株）、埼玉高速鉄道（株）、農林公社、土地開発公社、道路公社、公園緑地協会、下水道公社、住宅供給公社）の発注工事。

配置予定技術者

主任技術者及び監理技術者のこと。ただし、このガイドライン（マニュアル）においては、現場代理人も含むものとする。

業種（28業種）

建設業法に定められた、建設業許可の区分。

発注者は、工事ごとに当該工事の業種を指定し、同業種の許可を受けた業者のみ請負うことができる。

町発注工事

杉戸町が発注した工事とする。

28業種：土木、ほ装、建築、大工、ガラス、内装仕上、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、塗装、電気、電気通信、管、水道施設、清掃施設、鋼構造物、鉄筋、しゅんせつ、板金、防水、機械器具設置、消防施設、熱絶縁、造園、さく井、建具

ガイドライン・同解説 編

1 総合評価方式の概要・意義

公共工事の品質の確保と向上を目的とする「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年4月1日に施行された。法律では公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組として総合評価方式の適用を掲げています。

これを受けて、公共工事の品質確保のために本町においては平成22年度から総合評価方式の入札を実施しています。

公共工事の品質確保を図るためには、発注者は競争参加者の技術的能力の評価を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とするのが原則となります。

総合評価方式は、価格だけでなく、当該工事を実施する上で、より有益な技術提案を行った者を選定する方式ということになる。このため、この方式を適用する場合は、「この工事で、なぜ、何のために技術提案等を求めるのか?」といった目的を明確にすることが重要であります。

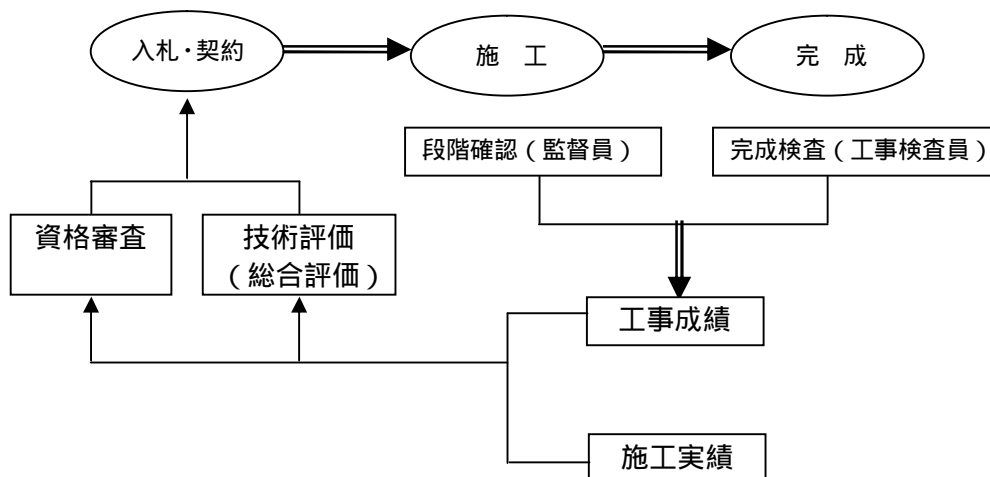
総合評価方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化、維持修繕費の縮減、施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策、環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の県民に利益がもたらされることが期待されます。また、民間企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで談合が行われにくい環境が整備されることも期待されます。

2 対象工事及び実施工事選定基準

総合評価方式は、基本的には、全ての工事において採用することが可能です。しかし、総合評価の実施に当たっては、受発注者の双方にとって、事務量が増大するといった課題があります。

一方、総合評価方式は、「良い仕事」を行うことが、高い評価となり「次の仕事」へつなげる良い循環が生まれる効果があります。

そこで、いかにこの良い循環を維持することが出来るかが、総合評価方式の運用にあたり重要となります。



工事の品質を表す指標として、工事成績評定があります。

埼玉県の総合評価方式の結果のデータを見ると、総合評価方式を実施した工事と未実施の工事では、実施した工事の方が成績評定点は高くなっており、総合評価方式が工事の品質確保に寄与していることが分かります。

また、総合評価方式の実施率と成績評定点との関係を見ると、実施率が高くなるにつれて、総合評価実施工事だけでなく、未実施工事の成績評定も引き上げられていることが分かります。

このことから、発注工事の一定割合で総合評価を実施することが「良い循環」を生み、発注工事全体の品質を高めるといった効果が期待できます

(1) 総合評価方式の対象工事

原則として設計金額（税込み）10,000千円以上の工事を対象とします。

また、状況により10,000千円未満の工事の選定も可能とします。

ただし、発注工種や発注規模、緊急性など、実施上の諸条件が難しい工事等の場合は、実施工事選定の際に対象外とします。

(2) 総合評価方式の実施件数

試行として年間1～2件程度の工事を目途に実施します。

なお、町発注工事全体において「良い循環」が生まれるよう、工事の規模（発注ランク）にかかわらず、万遍なく総合評価方式を実施することが望ましい。

(3) 総合評価方式の実施工事選定基準

総合評価方式を実施する工事は、金額の高低にとらわれることなく、工事内容を鑑み、総合評価方式に相応しい工事に対して実施するものとし、以下の選定基準により決定します。

チェックリストを用い、課題要素の有無とその状況をチェックする。

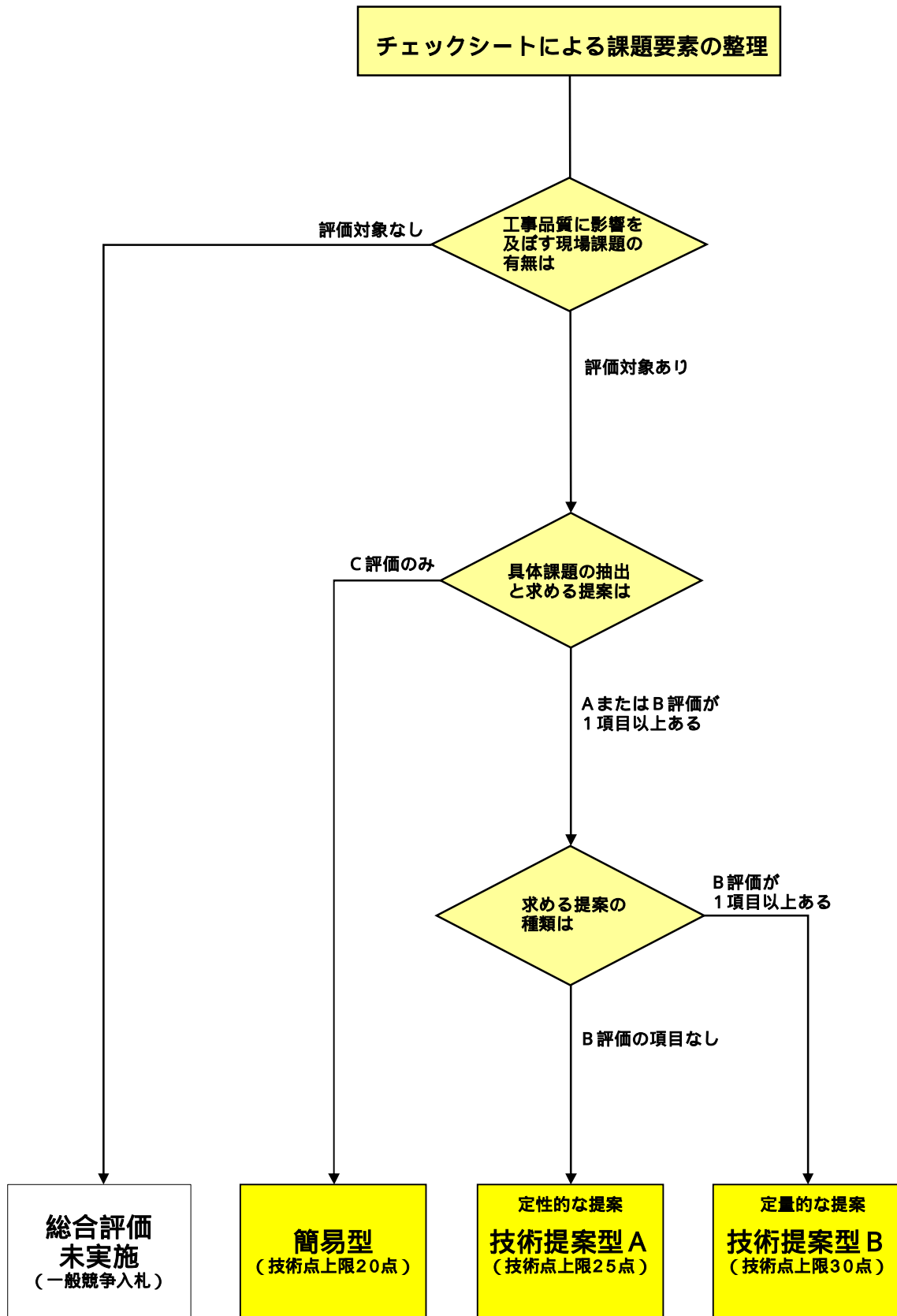
課題要素がある工事について、フローチャートに従い、総合評価のタイプを選定する

チェックリスト及びフローチャートは、別に定めることとする。

(4) 除算方式の採用基準

落札者の決定方法として除算方式を採用します。

2 総合評価実施タイプ選定基準（工事に適したタイプ選定）



3 総合評価方式のタイプ

工事の内容、課題等に応じて、次の簡易型、技術提案型（Aタイプ、Bタイプ）のいずれかの方式を選択します。

（1）簡易型

- ・ 工事成績及び類似工事の経験等を求める工事
- ・ 工事目的物の性能及び機能向上等に対し、入札参加者に技術提案を求める必要がない工事や施工管理に工夫の余地が少ない工事

（2）技術提案型

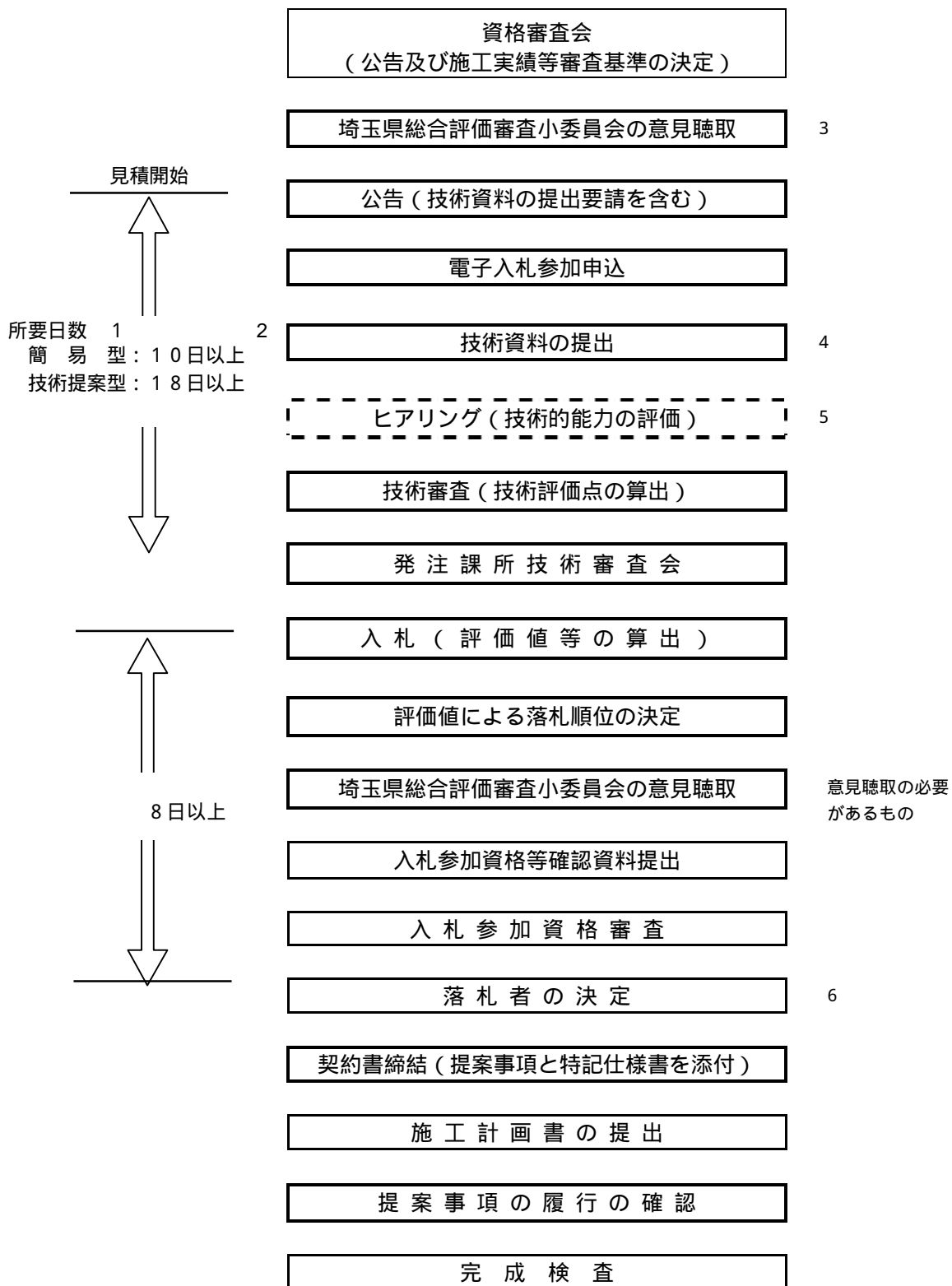
ア Aタイプ

工事目的物の性能及び機能向上等に対し、入札参加者に施工管理の工夫を求める工事（定性的な技術提案を求める工事）

イ Bタイプ

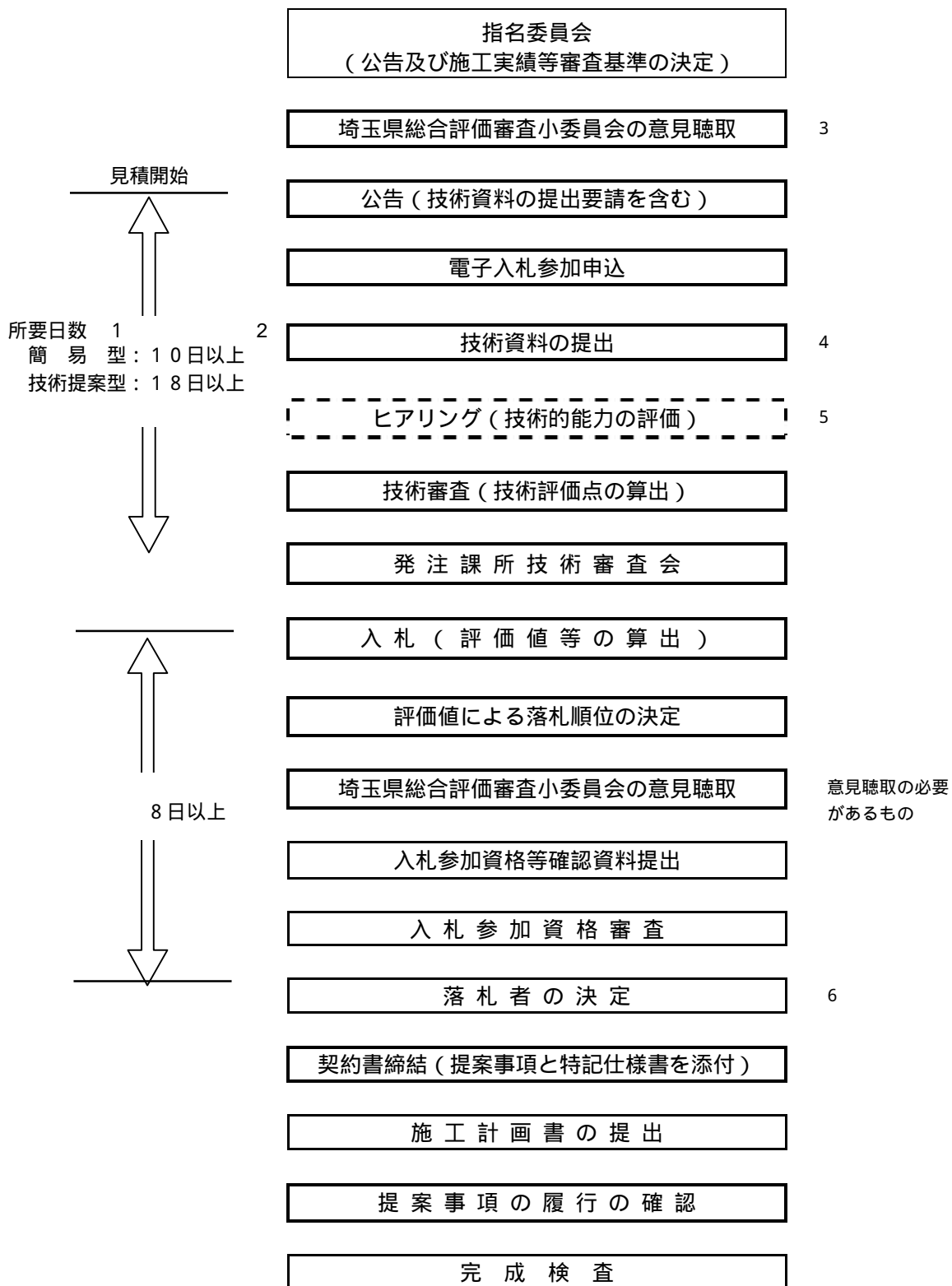
工事目的物の性能及び機能向上等に対し、入札参加者に施工管理の工夫を求める工事（定量的な技術提案を求める工事）

4 標準的な実施手順（一般競争入札 事後審査型）



- 1 所要日数は、日曜日、土曜日、祝日等を含まない目安の日数とする。
- 2 建設業法の見積期間以上で、技術資料の作成日数を考慮して決定する。
提案を求めるものは、公告から技術資料の提出まで10日程度確保する。
- 3 総合評価方式により入札を行うこと、評価項目選定することなどを審査する。
- 4 技術資料の提出締切は、技術審査会開催日から起算して簡易型で5日以上、技術提案型で7日以上確保する。
- 5 ヒアリングは、必要に応じて実施する。
- 6 低入札価格調査の場合は、調査から落札者の決定までの日数は原則として14日以内とする。
標準日数には、特定JVの結成にかかる期間、参加資格の確認に対する異議申し立ては含まれていないので、該当がある場合は、その日数を考慮して決定する。

4 標準的な実施手順（指名競争入札 電子入札の場合） 町版のみ追加



- 1 所要日数は、日曜日、土曜日、祝日等を含まない目安の日数とする。
- 2 建設業法の見積期間以上で、技術資料の作成日数を考慮して決定する。
提案を求めるものは、公告から技術資料の提出まで10日程度確保する。
- 3 総合評価方式により入札を行うこと、評価項目選定することなどを審査する。
- 4 技術資料の提出締切は、技術審査会開催日から起算して簡易型で5日以上、技術提案型で7日以上確保する。
- 5 ヒアリングは、必要に応じて実施する。
- 6 低入札価格調査の場合は、調査から落札者の決定までの日数は原則として14日以内とする。
標準日数には、特定JVの結成にかかる期間、参加資格の確認に対する異議申し立ては含まれていないので、該当がある場合は、その日数を考慮して決定する。

5 評価項目・配点等

(1) 評価項目の選定

評価項目は、簡易型、技術提案型のそれぞれに示す必須評価項目のほか、工事の内容、課題等により、選択評価項目を原則1つ以上選択します。

なお、選択評価項目以外にも、工事の特性に合わせ適宜評価項目（評価基準含む）を設定できるほか、必須評価項目であっても、入札参加者間で評価に差が生じない項目（一般競争入札等で入札条件が評価項目の内容と同一のときなど）や、工事の内容、課題等により適正な評価が困難な項目などについては適宜削除できるものとしてします。

(2) 配点等

配点は、本ガイドラインに記載の配点を標準とします。

ただし、工事の内容や地域特性等に応じ、適宜配点を変更できるものとする。この場合は、その評価項目が持つ価値に充分留意し、得られる価値が必要以上に高価にならないように設定します。

なお、必須評価項目の削除、新たな評価項目の設定及びガイドラインに示されている配点以外を設定するときは、総合評価審査小委員会に意見聴取します。

(3) 簡易型における必須評価項目

ア 企業の技術能力⁵

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 ⁷
(ア)工事成績評定 ¹	本県発注工事の過去2ヶ年度間 ² の平均点が79点以上	2	/ 2	
	77点以上79点未満	1.5		
	75点以上77点未満	1		
	72点以上75点未満	0.5		
	72点未満又は成績評定なし	0		
(イ)施工実績	過去10年間 ⁶ に近隣 ³ において類似 ⁴ の公共工事の施工実績がある。	1	/ 1	
	ない。	0		

当該項目においては、(ア)(イ)のうち原則どちらか一方を選択する

- 1 当該工事の発注業種(28業種)と同業種の過去の町発注工事の成績を原則対象とする。ただし、「複数の業種を選択」、「業種中の工種を更に限定」するなど、評価対象を設定することもできる。なお、当該業種の町における過去2年度間の工事成績評定の実績がない場合や、当該工事が成績評定を省略することができる工事である場合は、この評価項目は除く。
- 2 前年度の工事成績が確定するまでの間は、前々年度と前々々年度の2ヶ年度間とする。建築工事等においては「過去2ヶ年度間」を「過去5ヶ年度間」と読みかえる。なお、工事等の内容に応じて、必要な期間を任意設定することもできる。
- 3 「近隣」の範囲は、工事の都度発注者が定義し、入札説明書に具体的に記述する。県内、杉戸県土整備事務所管内、町内、同一路線上等が考えられる。なお、特殊工事等においては、近隣の条件を適宜省くことができる。
- 4 「類似」の要件は、工事ごとに設定し、入札説明書に記載する。また、実績は町事業に限らない。
- 5 JV(特定・経常)での成績評定・施工実績も対象とする。(代表構成員の場合のみ)
- 6 工事の内容、課題等に応じて、必要な期間を任意設定することもできる。

【解説】

名称変更や合併の取り扱い

技術力がそのまま引き継がれると考えられる企業の単純な名称変更については、「工事成績評定」、「施工実績」ともに変更以前のものから継続的に取り扱うものとします。

合併した企業の評価については、「工事成績評定」は、すべての企業の成績の平均を評価し、「施工実績」は合併以前のすべての企業の実績を引き継ぐものとして評価します。

工事成績評定について

工事成績評定の平均点の算出において、小数点以下の端数が生じたときは、小数点以下切り捨てて評価します。

イ 企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準		配点	得点	確認方法	
(ア)災害防止活動等 ¹ の実績	協定 ¹	町と協定等を締結し、災害防止活動への協力体制を整えている	町内 ² に本店又は主たる営業所をおいている。	1	/ 2	
		締結していない。		0		
	実績 ³	過去3年間に災害防止や復旧への協力活動を行った。	町 ² の求めにより協力活動を行った。	1		
			町 ² 以外の町関係機関 ⁴ 等の求めにより協力活動を行った。	0.5		
行っていない。		0				

- 1 町との協定書や登録書などにより、現在の協力体制を確認できるものとする。
- 2 「町内」「町」の記述は、発注者が必要に応じて設定できるものとする。
- 3 実績については、発注業種や地域性を考慮し、発注者の判断により「実績の内容を限定」又は「評価項目から削除」することもできる。なお、建築工事等においては、実績の評価は原則削除する。
また、国土交通省や県との協定に基づく協力活動の実績についても評価対象とする。「町内において協力活動を行なった場合（配点1点）」及び「県内において協力活動を行なった場合（配点0.5点）」とする。ただし、町内、県内の範囲は発注者が適宜設定するものとし、入札説明書に明記する。
- 4 町関係機関とは、土地開発公社、社会福祉協議会、シルバー人材センターとする。

【 解 説 】

災害防止活動等の協定・実績について

1 『協定』では、国土交通省や県との協定（協力体制）は評価対象としません。

ウ 配置予定技術者¹の技術能力^{2,3,4}

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法
(ア)工事成績評定 ⁵	杉戸町発注工事の過去2ヶ年度間 ⁶ の平均点 ⁶ が79点以上	2	/ 2	
	77点以上79点未満	1.5		
	75点以上77点未満	1		
	72点以上75点未満	0.5		
	72点未満又は成績評定なし	0		
(イ)施工経験	過去10年間 ⁷ に類似 ⁸ の公共工事	1	/ 1	
	ない。	0		

当該項目においては、(ア)(イ)のうち原則どちらか一方を選択する

- 1 このガイドラインにおいては、主任技術者、監理技術者及び現場代理人のこと。
 なお、入札後に配置予定技術者の当該工事への従事が不可能となった場合、指名停止措置を行うことがある。ただし、重複申請（同時期に他の埼玉県発注の総合評価工事に配置予定技術者として入札参加）していた工事を落札したことで、当該工事への配置ができなくなった旨を直ちに発注者に申し出た場合には、指名停止措置の対象とはせず、入札を無効とする。
- 2 配置予定技術者に関する「成績評定」及び「施工経験」は、元請の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として従事したときのものとする。ただし、現場代理人については、全工期に亘って従事した工事のみ評価対象とする。
- 3 JV（特定・経常）での成績評定・施工経験も対象とする。（代表構成員の場合のみ）
- 4 若手技術者育成の観点から、新人戦型（配置予定技術者の過去の経験等を問わない方式）により総合評価方式を実施する場合、この評価項目は削除できるものとする。
- 5 過去に従事した、全ての業種（28業種）の町発注工事の成績評定を対象とする。
 ただし、原則対象となる工事成績は、工事完成時点で従事していたものに限る。
 当該工事が成績評定を省略することができる工事である場合は、この評価項目は除く。
- 6 前年度の工事成績が確定するまでの間は、前々年度と前々々年度の2ヶ年度間とする。
 建築工事等においては「過去2ヶ年度間」を「過去5ヶ年度間」と読みかえる。
- 7 工事の内容、課題等に応じて、必要な期間を任意設定することもできる。
- 8 「類似」の要件は工事ごとに設定し、入札説明書に記載する。また、実績は町事業に限らない。

【 解 説 】

過去に在籍していた会社での実績の取り扱い

配置予定技術者の技術能力においては、過去に在籍していた会社での実績（工事成績評定、施工経験、優秀技術者表彰）も評価対象となります。

ただし、関係書類（「工事カルテ」または「登録内容確認書」等）により、実際に従事していたことが証明できない場合は、この限りではありません。

工事成績評定について

工事成績評定の平均点の算出において、小数点以下の端数が生じたときは、小数点以下切り捨てて評価します。

(4) 技術提案型 A タイプにおける必須評価項目

簡易型の必須評価項目 ア、イ、ウ は、技術提案型 A においても必須評価項目とする。

エ 施工管理の適切性・発注者が指定した課題への対応¹

(1項目以上設定)

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法
(ア) 工程管理の適切性 ²	工事工程や実施手順が合理的であり、工夫が見られる。 (提案を求める、具体的な課題を設定する。)	5	/ 5	
	工夫が見られない。	0		
(イ) 品質管理の適切性 ²	良質な材料の調達、現場条件に応じた施工方法の選定など品質確保のための工夫が見られる。 (提案を求める、具体的な課題を設定する。)	5	/ 5	
	工夫が見られない。	0		
(ウ) 安全管理の適切性 ²	安全管理を高めるための工夫が見られる。 (提案を求める、具体的な課題を設定する。)	5	/ 5	
	工夫が見られない。	0		
(エ) 発注者が指定した課題への対応の的確性 ²	発注者が指定した工事目的物の性能、機能に関する事項、社会的要請に関する事項等への対応に工夫が見られる。	5	/ 5	
	工夫が見られない。	0		

1 工事の内容、課題等に応じ(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)から1項目以上を設定する。

2 具体的な課題を設定し、入札説明書に記載する。

採点については、相対評価とする。提案採用数の最も多い者を満点とし、満点の者に対し、それ以外の者は提案採用数に応じて按分した得点とする。

【 解 説 】

技術提案における評価点の算出方法について
「工 施工管理の適切性・発注者が指定した課題への対応」における評価点の計算例を
以下のとおり示します。

【計算例】 A社：採用提案数9個(最多) B社：採用提案数7個 の場合

$$\text{A社} = \underline{5\text{点(満点)}}$$

$$\begin{aligned}\text{B社} &= 5\text{点} \times \text{B社提案採用数} / \text{A社提案採用数(最多)} \\ &= 5 \times 7 / 9 = 3.88 \quad \underline{3.9\text{点}} \quad (\text{小数点以下2位を四捨五入し、1位止め})\end{aligned}$$

提案数の上限は入札説明書に記載します。

(5) 技術提案型Bタイプにおける必須評価項目

簡易型の必須評価項目 ア、イ、ウ は、技術提案型Bにおいても必須評価項目とする。

技術提案型Aの評価項目 エ は、技術提案型Bにおいては選択評価項目とする。

オ (ア)技術提案

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法
工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じ、内容と標準値を適宜設定する。 (工事目的物の性能、機能の向上に関する例) ・舗装構造提案による走行騒音の低減量 ・建物構造提案による構造強度の増加量 ・ポンプ構造提案による排水能力量の増加量等 (社会的要請への対応に関する例) ・歩行者用通路として確保できる幅員等（施工に伴う安全対策） ・工事施工に伴う、交通止めなど交通規制日数の短縮日数等（交通への影響） ・工事施工による、水質汚濁防止のための排水の浮遊物の低減量や騒音の低減量 ・工事現場からの建設廃材の排出量の低減量等（環境への影響） ・供用開始を早めるための工期の短縮日数等（工期の短縮） ・間伐材、伐採除根材等のリサイクルの率の向上等（その他）	提案数値 による 定量評価	6	/ 6	

技術提案については、評価項目を1つ以上設定し、適宜組み合わせる。標準値が示せないものは「技術提案型Aタイプ」とする。

技術提案の項目に対する採点は、最も優れた提案値に満点、標準値に0点を与え、それ以外の中間の提案値に対する得点は比例配分で求めるものとする。ただし、提案値が標準値未満のときは、失格とする。

$$\text{(得点)} = 6.0 \text{ 点} \times \frac{\text{(提案値)} - \text{(標準値)}}{\text{(最高提案値)} - \text{(標準値)}}$$

オ (イ)技術提案を実現するための方法

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法
実現するための方法 ・与条件との整合性 ・技術的裏付け 等	現地の条件 ¹ に合った適切な方法が示され、優位な工夫が見られ、実現が確実である。	4	/ 4	
	現地の条件 ¹ に合った適切な方法が示され、実現が見込まれる。	2		
	適切な方法は示されていないが実現が見込まれる。	1		
	実現の可能性がない。 ²	0		

技術提案と技術提案を実現させる方法を連動させるため、オ(ア)の技術提案の得点（四捨五入前の得点）により、オ(イ)の実現するための方法の得点補正（別表）を行う。

（別表）により補正した各社の得点は、小数点第2位まで有効とし、最終的に技術評価点を算出する際に、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位止めとする。

- 1 現地の条件とは、地形、地質、環境、地域特性、近隣への配慮等。
- 2 技術提案を実現するための方法を評価した結果、技術提案の内容の実現可能性がないことが明らかなき場合は、オ(ア)の技術提案の得点を0点とする。

採点に当たり複数の者の提案に優劣が見られる場合、中間点を与えることができる。

(別表)	技術提案の得点率範囲	実現方法の補正係数
	25%未満	0.25
	25%以上50%未満	0.5
	50%以上75%未満	0.75
	75%以上	1.0

オ(ア)技術提案の得点率は、四捨五入前の得点で判断する。

(6) 選択評価項目 (簡易型、技術提案型共通)

カ 企業の技術能力

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法
(7) V E の提案 ¹	過去2年間に契約後 V E 提案の採用実績がある。	1	/ 1	
	なし	0		
(イ)新製品・新技術紹介制度等の登録	国土交通省の新技术情報システム (N E T I S) に登録または、埼玉県の新製品・新技術紹介制度に登録。	1	/ 1	
	なし	0		
(ウ)優秀工事表彰 ²	過去3ヶ年度間に当該工事と同じ分野で埼玉県優秀建設工事施工者表彰 (優秀賞・特別奨励賞) を受けたことがある。	1.5	/ 1.5	
	過去3ヶ年度間に当該工事と同じ分野で埼玉県県土づくり・農林部優秀建設工事施工者表彰、企業局優秀施工業者等表彰のいずれかを受けたことがある。	1		
	なし	0		
(I)ISO取得状況	ISO9001,14001 ³ を取得している。	1.5	/ 1.5	
	ISO9001を取得している。	1		
	ISO14001 ³ を取得している。	0.5		
	なし	0		

1 V E 提案採用実績は、本町発注に限らない。(公共工事)

2 工事の分野とは、土木、建築、設備の3分野とする。

J V (特定・経常) での表彰も対象とする。(代表構成員の場合のみ)

3 必須項目イ「(イ)CO2削減対策」の加点対象者(埼玉県エコアップ認証制度の認証者)は、ISO14001の加点対象外とする。

【 解 説 】

「(イ)新製品・新技術 紹介制度等の登録」の取り扱いについて

N E T I S や県の新製品新技术に登録されてから概ね5ヶ年度程度経過すると過去の
新製品・新技术として製品名・技術名のみで紹介となる。このため、過去の
新製品・新技术となったものは加点対象外とします。

「新製品・新技术紹介制度」の登録状況については、埼玉県建設管理課HPを参照し
てください。

建設管理課 ホームページ : <http://www.pref.saitama.lg.jp/page/sougouhyoka.html>

キ 配置予定技術者の技術能力

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法
(ア)技術者の専門技術力	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取組が確認できる。	1	/ 1	
	その他	0		
(イ)当該工事の理解度・取り組み姿勢	当該工事について適切に理解した上で、質問や提案等積極的な取組姿勢が見られる。	1	/ 1	
	その他	0		
(ウ)技術者の対応能力	近隣住民などの第三者に対して工事説明や苦情処理などの対応が適切にできる。	1	/ 1	
	その他	0		
(エ)保有する資格	1級国家資格 ¹ 、1級建築士 ¹ 、技術士 ¹ または専門資格 ² のいずれかを保有している。	1	/ 1	
	上記の資格を保有していない。	0		
(オ)優秀技術者表彰 ³	過去5ヶ年度間に埼玉県県土づくり・農林部優秀現場代理人等表彰、企業局優秀施工業者等表彰のいずれかを受けたことがある。	1	/ 1	
	ない。	0		

(ア)、(イ)、(ウ)については、ヒアリングにより判断する。

1 建設業法により、当該工事の発注業種（28業種）の監理技術者となり得ると定められている資格及び部門に限る。

2 専門資格は該当資格を記載する。なお、専門資格のみとすることもできる。

3 JV（特定・経常）での表彰も対象とする。（代表構成員の場合のみ）

採点に当たり複数の者の提案に優劣が見られる場合、中間点を与えることができる。

ク 企業の地域精通度

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法
(ア)地理的条件	本店、または主たる営業所の所在地が(町内、杉戸県土整備事務所管内、県内等) ¹ である。	1	/ 1	
	(本店、または主たる営業所の所在地が(杉戸県土整備事務所管内、県内等) ¹ である。)	(0.5)		
	上記に該当しない。	0		

1 発注者が適宜選択し、記述する。

満点(1点)の評価基準の地域のほかに、地域差を設けて評価する場合に中間点(0.5点)を設定することができる。

ケ 企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法
(ア)企業の社会的貢献の実績	以下に該当する活動を一つ以上行った。 公共施設管理へのボランティア活動の実績 ¹ インターンシップの実績 ²	1	/ 1	
	行っていない。	0		
(イ)障害者雇用	障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率に1%を加えた率で障害者を雇用している。または、法定雇用義務はないが障害者を雇用している。	1	/ 1	
	上記を満たしていない	0		

1 過去2ヶ年度間に町機関等の施設管理に関するボランティア活動。(道路清掃、河川清掃、公共施設への植栽等のボランティア活動で、町機関等との協定書や、町機関等からの感謝状により実施を確認できるもの。)なお、実績は企業単体で実施したものを原則評価対象とする。

2 過去2ヶ年度間に、インターンシップを受入れた実績がある。ただし、町内企業(本店、または主たる営業所の所在地が町内)に限る。

【 解 説 】

「インターンシップの実績」の評価対象について

インターンシップの実績は、以下の条件を満たす実績を評価対象とします。

- ・ 大学生または高校生を対象としたインターンシップであること。
ただし、学生が所属する学校の所在地は問わない。
- ・ 学生が所属する学校と企業との協議のうえ実施されたインターンシップであることが書面（学校と企業との覚書等）で確認できるもの。
- ・ 町内企業（町内に本店（建設業法に規定する主たる営業所を含む。）を有する企業）が受け入れた実績であること。

「除雪契約実績」の評価対象について

除雪契約実績は、原則として単価契約及びその下請け契約を評価対象とします。

ただし、入札説明書に評価対象について別途記載がある場合は、この限りではありません。

なお、「町機関等発注」とは町及び町関係施設等（P11 参照）が発注したものです。

コ その他

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法
(ア)町内下請 ¹ の選定	下請負人を町内企業 ² から選定する。	1	/ 1	
	下請負人を県内企業から選定する。	0.5		
	選定しない。	0		
(イ)県産資材の選定	主要な資材を県産資材から選定する。	1	/ 1	
	選定しない。	0		
(ウ)契約実績比率	町発注工事（全業種）の契約実績比率 ³ 1未満	1	/ 1	
	契約実績比率 1以上	0		

- 1 下請負人を使用せず自社施工する場合は、当該企業を、評価基準で示している企業の範囲に当てはめ、該当する点を与える。なお、下請負人とは、受注業者との直接契約のある1次下請負人であり、2次下請負人以降は、評価の対象外とする。
- 2 発注者が適宜選択し、記述する。該当区域内に本店（建設業法に規定する主たる営業所を含む。）を有する企業とする。
なお、地域を絞り込む必要の無い場合は、この評価基準を設定しないことができる。
- 3 契約実績比率 = (当該年度契約実績) ÷ (過去3ヵ年度契約実績の平均)

サ 企業倫理や信頼性等（減点項目）

評価項目	評価基準	配点	確認方法
(ア)指名停止措置（指名除外措置）	公告日（指名通知日）以前2年間に県発注工事の指名停止措置や杉戸町の締結する契約から暴力団排除措置に関する要綱により指名から除外措置を受けた。 下記(イ)～(キ)を原因とした措置の場合は除く。	-1	
(イ)不正軽油の使用による法令違反	過去2ヶ年度間の町発注工事で不正軽油を使用し、法令違反（地方税法違反、埼玉県生活環境保全条例違反等）により通知等を受けた。	-1	
(ウ)ディーゼル不適合車の使用による法令違反	過去2ヶ年度間の町発注工事でディーゼル車の不適合車を使用し、埼玉県生活環境保全条例違反により、運行禁止命令を受けた。	-1	
(エ)過積載による法令違反	過去2ヶ年度間の町発注工事で過積載を行い、道路交通法違反等により、逮捕または送検された。	-1	
(オ)総合評価の不履行	過去2ヶ年度間の総合評価方式による町発注工事において、正当な理由なく技術資料及び技術提案の内容に基づき履行できなかった。	-1	
(カ)入札契約に関する不当な強要行為	過去2年間に入札契約に関する不当な強要を感じる行為があった。	-1	
(キ)死亡事故	過去2年間に町内における公共工事で作業員及び第三者の死亡事故 ¹ を起こしたことがある。	-1	

1 入札参加者に責任があるもの。

6 総合評価方式の適用についての意見聴取

総合評価方式により行おうとする工事の概要、落札者を決定するための基準（評価項目の設定等）について総合評価審査小委員会の意見を聴取します。

7 技術資料の提出要請

技術資料提出要請時に明示すべき事項

技術資料の提出を要請するにあたり明示すべき事項の例を以下に示す。

- ア 工事概要
- イ 技術資料の内容
 - ・提出を求める技術資料
- ウ 総合評価に関する事項
 - (ア) 入札の評価に関する基準
 - ・評価項目
 - ・評価基準
 - (イ) ヒアリングの有無
 - (ウ) 総合評価の方法
 - (エ) 落札者の決定方法
 - (オ) 評価内容の担保
 - ・技術提案内容の不履行の場合における措置（再度の施工義務、損害賠償、違約金、工事成績評定の減点等を行う旨）
- エ 技術資料の提出日時
- オ 入札及び開札の日時
- カ その他（技術資料の提出様式等）

8 技術評価

(1) 技術提案の改善

技術提案型において、発注者は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術的能力の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができます。この場合、発注者は、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表するものとします。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず特定の者だけに改善を求めるなど、特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要です。

(2) 加算点の算出

加算点(除算)は、審査の結果得られた得点の合計値とします。ただし、配点にあたって、満点(採用した項目(「サ 企業倫理や信頼性等」の項目を除く)の得点の合計点)が上限値を超えているときは、満点が上限値となるように補正を行う(例を参照)。加算点の上限値は、簡易型20点、技術提案型Aタイプ25点、技術提案型Bタイプ30点とします。

(3) 不適正な事項に対する措置

- ア 技術提案の評価項目において、提案値が標準値未満のときは失格とします。
- イ 加算点がマイナスとなった者は失格とします。
- ウ 提出された技術資料に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えない。
- エ 提出された資料が不誠実(技術資料の丸写し、提案に係る部分が白紙での提出)であるとき失格とします。
- オ 入札後に配置予定技術者の当該工事への従事が不可能となった場合、指名停止措置を行うことがあります。
ただし、重複申請(同時期に他の杉戸町発注の総合評価工事に配置予定技術者として入札参加)していた工事の落札候補者となったことで、当該工事への配置ができなくなった旨を直ちに発注者に申し出た場合には、指名停止措置の対象とはせず、当該企業の応札を無効とします。
- カ 提出された資料に虚偽の記載が判明した場合、契約前であれば失格、契約後であればペナルティ(違約金、成績評定減点)の対象とします。
また、指名停止措置を行うことがあります。

(4) 評価値の算出と落札者の決定

- ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、「評価値」が最も高いものを落札者（落札候補者）とします。
- イ アにおいて、評価値または総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者（落札候補者）を決定します。

【除算方式】

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{基礎点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

- ・ 技術評価点 基礎点に加算点を加えたもの
- ・ 基礎点 原則として100点

【 解 説 】

評価値の表示

【除算方式】技術評価点を入札価格で除して、評価値を算出します。

このとき、評価値の最大のものの整数部が4桁になるように位取りを調整した上で、小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下第3位止めとします。（全部で7桁）

評価値は、電子入札共同システムで表記できる数値が整数4桁（1,000の位）、小数第3位（0.001の位）までと制限されるため、以下のとおり位取りを調整して表示します。

例：A社 技術評価点G：110点、入札価格：100,000千円

B社 技術評価点G：105点、入札価格：110,000千円

C社 技術評価点G：115点、入札価格：105,000千円

のとき、Hは次のように表示します。

A社 評価値 = $110 / 100,000 = 0.0011$ 「H = 1100.000」**落札**

B社 評価値 = $105 / 110,000 = 0.000954545$ 「H = 954.545」

C社 評価値 = $115 / 105,000 = 0.001095238$ 「H = 1095.238」

9 落札者を決定しようとするときの意見聴取

総合評価方式により行おうとする工事の概要、落札者を決定するための基準（評価項目の設定等）について総合評価審査小委員会の意見を聴取するときに、落札者の決定について意見聴取する必要があると判断されたもののみ行うこととします。

10 その他

(1) 評価内容の担保

提出された技術資料の内容を満たすことができなかつた場合は、再度施工又は補修します。再度施工又は補修が困難あるいは合理的ではない場合は、損害賠償が発生します。また、違約金として不履行の項目の配点に応じた金額（配点1点を請負代金額の1%に相当させた金額。ただし5%を上限とします。）を支払うことを受注者に求める。併せて、工事成績評定の減点（-5点、2項目以上は-10点）を行います。

(2) 中立かつ公正な評価の確保

ア 学識経験者の意見聴取

総合評価方式における技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価等を行うため、学識経験者等への意見聴取の場として、当分の間、「埼玉県総合評価審査小委員会」（以下「小委員会」という。）に諮ることとします。

小委員会は、埼玉県が行う総合評価方式に関する次の各号に掲げる事項を所掌します。

- (ア) 落札者決定基準（評価の方法や落札者の決定方法）について審議し、意見を述べること。
- (イ) 個々の工事における落札者決定基準について審議し、意見を述べること。（杉戸町総合評価方式試行ガイドラインにおいて定められた事項に限る）
- (ウ) 落札者を決定しようとすることに對し意見を述べること。（(イ)の小委員会において、必要があると判断されたものに限る。）
- (エ) その他、委員会又は小委員会が特別に定める事項に関すること。

イ 技術提案に関する機密の保持

提案者の知的財産を保護するため提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意します。

(3) 情報公開

ア 入札前

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにします。

イ 落札者決定後

総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- (ア) 業者名
- (イ) 各業者の入札価格
- (ウ) 各業者の技術評価点
- (エ) 各業者の評価値

また、希望者には自社の評価項目毎の評価点と落札者との比較（優劣）について情報提供することとします。

【 解 説 】

情報提供について

入札結果公開後7日以内（閉庁日を除く）を期限とし、入札参加者から様式8「評価状況に関する情報提供について（依頼）」による依頼があった場合には、発注者は依頼のあった日から起算して7日以内（閉庁日を除く）に、入札参加者本人の評価状況を様式9「評価状況に関する情報提供について（回答）」及び様式10「総合評価方式における評価項目と評価状況」により、情報提供することとします。

また、様式10（受領者のサインの入ったもの）を綴じておくとともに、各小委員会事務局に報告するものとします。

総合評価方式における評価項目と評価状況			様式 10			
工事名： 工事		発注者	杉戸町長 古谷 松雄			
工事箇所： 地内		請求者	建設			
必須評価項目	評価項目	配点	請求者の評価点	評価()		
				優れている	同点	劣っている
ア	企業の技術能力	(ア) 工事成績評定 (イ) 施工実績	2 1			
	イ	企業の社会的貢献度	(ア) 災害防止活動等の実績 (イ) CO2削減対策	2 1		
ウ		配置予定技術者の技術能力	(ア) 工事成績評定 (イ) 施工経験	2 1		
	エ	施工管理の適切性 ・発注者が指定した課題への対応	(ア) 工程管理の適切性	5		
(イ) 品質管理の適切性			5			
(ウ) 安全管理の適切性			5			
オ	技術提案	(ア) 技術提案	6			
		(イ) 技術提案実現の方法	4			

【 解 説 】

失格・無効になった者への情報提供について
諸処の理由で入札が失格・無効等 になり、技術評価点の公表対象とならなかった者には情報提供しません。

諸処の理由で入札が失格・無効等になった場合とは以下のとおり

- 事前審査で欠格の場合
- 不適正な事項で失格の場合
- 技術資料が提出されたが、入札がない場合
- 技術資料未提出で、入札のみあった場合
- 重複申請で技術者配置不可となった場合
- 事後（ダ 外）審査で欠格の場合

なお、「予定価格超過の場合においては、技術評価点を公表しているので、評価状況に関する情報提供を行なうことができます。

（参考） P.30【解説】の「評価値の表示」を併せて参照のこと。

(4) 履行確認

履行確認は、受注者が提出した総合評価方式に関する技術資料に記載した内容を原則対象とする。ただし、施工することが技術上好ましくない内容は除くものとする。

【解説】

1 履行確認の手順について

履行確認シートの作成

受注者は、技術資料に基づき「履行確認シート」(次ページ参照)を作成し、施工計画書に添付すること。

・監督員は、実施において支障のある提案として指示した内容の有無などの確認を行うこと。

チェック1

現場代理人は、履行確認シートを活用して、評価項目チェックを行う。

・履行確認に必要な資料などを整理すること。

チェック2

監督員は、現場代理人が行った履行確認シート及び資料に基づき、チェックを行う。

・評価項目のチェックは、現地又は書類で行う。

様式3の提出

履行確認シートにより各評価項目の履行確認が完了した後、受注者は、様式3の「提案事項の履行について」を発注者に提出する。

・提案された項目すべての確認が終了した後、様式3に「履行確認シート」を添付し、受注者は発注者に提出します。

・工事完成検査前に、受発注者間で履行確認をしてください。

様式4の通知

・履行確認の書類は、工事完成書類の一部として保管してください。

【解 説】

2 弁明の機会の付与

受注者は、発注者から提案事項の履行がされていない旨の通知（様式4）を受けてから7日以内（閉庁日を除く）に発注者に不服を申し出ることが出来ます。

様式5「提案事項の確認結果に関する不服申し出について」（P.43）

3 不服の審査

発注者は、受注者から不服の申し出があったときは、ただちにその内容を審査し、通知（様式6）します。

4 再度施工の指示及び違約金の支払い請求

発注者は、提案事項の履行がされていない旨の通知（様式4）後、7日（閉庁日を除く）を経過しても受注者から不服の申し出がない場合、または、不服の申し出の審査後、不服の申し出が正当でない旨を通知した場合は、再度施工（又は補修 以下同じ。）の指示、若しくは「総合評価方式の特記仕様書（例）」（P.88）の第7条（不履行に対する措置）の適用を行います。

再度施工をさせるときは、受注者から再度施工の計画書を提出させ、内容が妥当な場合は再度施工を指示します。

再度施工しても技術資料に示された内容が履行されない場合、または、再度施工が困難あるいは合理的でない場合で違約金を請求するときは、受注者に「総合評価方式の特記仕様書（例）」（P.88）の第7条（不履行に対する措置）を適用します。

5 請負契約書

「杉戸町建設工事標準請負契約書」のその他特記条件に「受注者の責により総合評価方式特記仕様書及び技術資料に記載の内容が満足できなくなった場合は、受注者は発注者に違約金として、不履行の項目の配点に応じた金額（配点1点を請負代金額の1％に相当させた金額。ただし5％を上限とする。）を支払うものとする。契約締結後、技術資料に虚偽の記載が発覚した場合、受注者が発注者に違約金として、請負代金額の5％を、指定された期間内に支払うものとする。」と記載します。記載例（P.90）を示します。

技術提案に関する評価項目（定量的な評価項目）の例（表 - 1）

大項目	中項目	小項目	評価項目
工事的物の性能、機能に関する事項	性能・機能	初期性能の持続性	路面のわだち掘れ量を何mm以下に抑えるか。
		走行騒音の低減	車両走行時の路面からの騒音を何dB低下させるか。
		安定性の向上	軟弱地盤対策後の圧密沈下量を何mに低減させるか。
		耐久性の向上	骨材飛散抵抗性の損失率を何%以下に抑えるか。
社会的要請に関する事項	環境の維持	騒音の低減	施工中の工事騒音を何dB低減できるか。
			施工中の騒音発生期間を何日短縮できるか。
		振動の低減	施工中の振動値を何dB低減できるか。
			施工中の振動発生期間を何日短縮できるか。
		粉塵の抑制	施工中の粉塵濃度を何mg/m ³ 低減できるか。
			法面などの裸地期間を何日短縮できるか。
		水質汚濁の抑制	工事排水のPH値を如何にして下げる（上げる）か。
			工事排水のSS値（浮遊物質）を何mg/L減少させるか。
			施工中の濁水発生期間を何日短縮できるか。
		大気汚染の抑制	施工に伴う二酸化炭素を何t-CO ₂ 削減できるか。
	建設機械からのNO _x 排出量を何t削減できるか。		
	排ガス対策機械を何割導入するか。		
	施工中の排出ガス量を何m ³ /hr削減できるか。		
	生活環境の維持	施工中の障害日数（漁業障害、除雪障害など）を何日短縮できるか。	
	生態系の維持	施工により生態系を損なう面積を何m ² 縮小できるか。	
	その他	その他の環境を維持するために施工期間を何日短縮できるか。	
	交通の確保	規制時間の短縮	工事に伴う交通規制日数を何日短縮できるか。
桁下高さの規制日数を何日短縮できるか。			
作業時間を何時間短縮できるか。			
交通ネットワークの確保	道路迂回日数を何日短縮できるか。		
特別な安全対策	安全対策の良否	施工中の歩行者通路幅員を何m拡大できるか。	
	被災リスク	離隔距離（仮締切工の堤防からの離隔、切羽とアーチ覆工との距離など）を何m以上確保できるか。	
省資源対策又はリサイクル対策	リサイクルの良否	リサイクル材をどれくらい使用するか。	
		施工中の建設副産物の発生量をどれくらい削減できるか。	

大項目	中項目	小項目	評価項目
総合的な コスト縮 減に関する事項	工事コストの 改善	現場発生材やリサ イクル材の活用	現場発生材をリサイクル材としてどれくらい使用するか。
			施工中の二酸化炭素の排出量を何 t - C O 2 削減できるか。
	社会的コスト 構造の改善	環境負荷の低減	工事による交通規制日数を何日短縮できるか。
			建設副産物の発生量をどれくらい削減できるか。
		事業効果の早期発 現	新製品・新技術の活用により工期を何日短縮できるか。

技術提案に関する評価項目（定性的な評価項目）の例（表 - 2）

大項目	中項目	小項目	評価内容
工事的目的物の性能、機能に関する事項	性能・機能	初期性能の持続性	透水性舗装の透水量をどのように向上させるか。
			現場溶接の品質を如何に確保するか。
		安定性の向上	改良柱体の強度のバラツキを如何に少なくするか。
			軟弱地盤対策後の圧密沈下量の低減。
		耐久性の向上	コンクリートのひび割れを如何に抑制するか。
			もらい錆を如何に防止するか。
		強度の向上	改良柱体の強度をどのように増加させるか。
			現場溶接のひずみをどのように防止するか。
		美観	周辺環境に配慮した石組みをどう施工するか。
			石積みに使用する自然石をどのように選定するか。
		供用性の向上	供用後の路面の平坦性をどのように向上させるか。
			舗装材料の明るさをどのように向上させるか。
監視カメラの性能を如何に向上させられるか。			
その他	湧水・漏水に対する対応。		
	コンクリート等の品質向上。		
	植生管理の対応方法。		
社会的要請に関する事項	環境の維持	騒音の低減	施工中の工事騒音をどのように低減させるか。
		振動の低減	施工中の振動をどのように低減させるか。
		粉塵の抑制	施工中の粉塵の発生をどのように抑制するか。
		水質汚濁の抑制	施工中に発生する汚水・排水をどのように処理するか。
		景観の向上	施工中の景観をどのように保全するか。
		大気汚染の抑制	施工中の排出ガスを如何に抑制するか。
		生活環境の維持	周辺環境に対してどのような配慮を行なうか。
	生活環境を維持するためにどのような工程計画が提案できるか。		
	生活環境を維持するためにどのような施工設備に係る提案ができるか。		
	交通の確保	交通ネットワークの確保	周辺道路交通への影響を如何に軽減するか。
			交通ネットワークを確保するためにどのような施工方法を提案できるか。
	特別な安全対策	安全対策の良否	第三者（一般車両、歩行者など）の安全をどのように確保するか。
			鉄道営業線への配慮
			架空線への配慮
			地下埋設物への配慮
	省資源対策又はリサイクル対策	リサイクルの良否	リサイクル対策についての提案。
			分別解体・現場内集積に関しての提案。
その他	省資源対策	現地発生材を如何に有効活用するか。	
		営農作業時期への配慮	
		苦情に対する対応	

大項目	中項目	小項目	評価内容	
総合的なコスト縮減に関する事項	工事コスト構造の改善	施工の合理化	使用機械の見直しにより施工の合理化が図れるか。	
		新製品・新技術の活用	新技術情報提供システム（NETIS）や新製品・新技術紹介制度等に登録されている新製品・新技術を活用することでコスト縮減が図れるか。	
		現場発生材やリサイクル材の活用	現場発生材を如何に有効活用するか。	
	社会的コスト構造の改善	環境負荷の低減		施工中の二酸化炭素の排出を如何に抑制するか。
				工事による交通渋滞を如何に緩和させるか。
				建設副産物の発生を如何に抑制させるか。
		事業効果の早期発現	新製品・新技術の活用により、工期を如何に短縮させるか。	

平成 年 月 日

(あて先)

発注者 杉戸町長 古谷 松雄

受注者

印

提案事項の履行について

下記のとおり提案事項の内容を履行したので、総合評価方式特記仕様書第5条第1項の規定により、通知します。

記

工 事 名	工 事
工 事 場 所	杉戸町 地内
工 期	平成 23 年 月 日から
請負代金額	金 , , 円

提案内容	例：夜間工事の騒音対策及び近隣住民への対応
------	-----------------------

履行結果	技術資料の記載事項に対し、添付資料のとおり履行いたしました。
添付資料	別添のとおり

受注者 杉戸町長 古谷 松雄 様

発注者

印

提案事項の確認結果について(通知)

提案事項の内容を下記のとおり確認したので、総合評価方式特記仕様書第5条第2項の規定により通知します。

不履行のとき、以下の文を加える

総合評価方式特記仕様書第7条の規定により、違約金として請負代金額の %に相当する額を請求するとともに、工事成績評定の評定点を(5又は10)点減じます。このことに不服がある場合は、この通知を受けた日から7日(閉庁日を除く)以内に、理由を添えて、その旨を発注者に申し出ることが出来ます。

記

工 事 名	工 事
工 事 場 所	道 線 杉戸町 地内
工 期	平成 22年 月 日から
請負代金額	金 , , 円

提案内容	例：夜間工事の騒音対策及び近隣住民への対応
------	-----------------------

確認結果	添付資料等で確認した結果、履行されたことを確認 (履行されていないことを確認)
------	--

平成 年 月 日

(あて先)
発注者

受注者

印

提案事項の確認結果に関する不服申し出について

平成 年 月 日付第 号で通知のあった提案事項の確認結果について、不服があるので下記のとおり申し出ます。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 申し出内容及びその理由

平成 年 月 日
第 号

受注者 様

発注者 印

不服申出に対する検討結果について(回答)

平成 年 月 日付で貴社から不服申し出のあった下記工事については、貴社の申し出は正当である(正当でない)と判断しました。

記

1 工事名

2 工事場所

提案事項に関する再度施工指示書			
受注者 住所 氏名		杉 第 号 平成 年 月 日	
		様	
		杉戸町長 古谷 松雄 印	
下記工事について指示します。			
指示事項	(受注者から提案のあった計画書のとおり実施すること) 記入例		
記			
工事場所		工事名	
受注者		手直し期限	平成 年 月 日
工事手直し報告書			
(あて先) 杉戸町長 古谷 松雄 様		平成 年 月 日	
		受注者 住所 氏名	印
手直しが完了したことを、平成 年 月 日確認したので 下記のとおり報告します。			
処置事項			

平成 年 月 日

(あて先)
発注者

入札参加者

印

評価状況に関する情報提供について(依頼)

下記の工事の総合評価方式における評価状況について、情報提供をお願いします。

記

1 工事名:

2 工事場所:

3 開札日:平成 年 月 日

杉 第 号
平成 年 月 日

入札参加者 様

発注者 杉戸町長 古谷 松雄 印

評価状況に関する情報提供について（回答）

平成 年 月 日付で依頼のありました、下記工事の総合評価方式における評価状況について、別紙のとおり情報提供します。

記

1 工事名：

2 工事場所：

3 開札日：平成 年 月 日

課
担当 担当
電話 - -

総合評価方式における評価項目と評価状況

発注者
請求者

事務所
建設

工事名： 工事

工事場所： 地内

評価項目		配点	請求者の 評価点	評価()		
				優れている	同点	劣っている
必須 評価 項目	ア 企業の技術能力	(ア) 工事成績評定	2			
		(イ) 施工実績	1			
	イ 企業の社会的貢献度	(ア) 災害防止活動等の実績	2			
		(イ) CO2削減対策	1			
	ウ 配置予定技術者の技術能力	(ア) 工事成績評定	2			
		(イ) 施工経験	1			
	エ 施工管理の適切性 ・発注者が指定した課題への対応	(ア) 工程管理の適切性	5			
		(イ) 品質管理の適切性	5			
		(ウ) 安全管理の適切性	5			
		(エ) 発注者が指定した課題への対応	5			
オ 技術提案	(ア) 技術提案	6				
	(イ) 技術提案実現の方法	4				
選択 評価 項目	カ 企業の技術能力	(ア) VEの提案	1			
		(イ) 新製品・新技術紹介制度等の登録	1			
		(ウ) 優秀工事表彰	1.5			
		(エ) ISO取得状況	1.5			
	キ 配置予定技術者の技術能力	(ア) 技術者の専門技術力(ヒアリング)	1			
		(イ) 当該工事の理解度・取組姿勢(ヒアリング)	1			
		(ウ) 技術者の対応能力(ヒアリング)	1			
		(エ) 保有する資格	1			
		(オ) 優秀技術者表彰	1			
	ク 企業の地域精通度	地理的条件	1			
	ケ 企業の社会的貢献度	(ア) 除雪契約実績	1			
		(イ) 障害者雇用	1			
		(ウ) 企業の社会貢献(ボランティア活動、インターシップ、 県が推進する施策に係る研修への参加)	1			
	コ その他	(ア) 県内下請の選定	1			
		(イ) 県産資材の選定	1			
		(ウ) 契約実績比率	1			
		(エ) 難工事完了実績	1			
	サ 企業倫理や信頼性等	(ア) 入札参加(指名)停止措置 (入札参加(指名)除外措置)	-1			
		(イ) 不正軽油の使用による法令違反	-1			
		(ウ) ディーゼル不適合車の使用による法令違反	-1			
(エ) 過積載による法令違反		-1				
(オ) 総合評価の不履行		-1				
(カ) 入札契約に関する不当な強要行為		-1				
(キ) 死亡事故		-1				
合計						

評価は、落札した企業との比較である。

平成23年 月 日

受領者(会社名)

(氏名)

参 考 资 料 编

1 総合評価方式の入札説明書（記載例）

平成 年 月 日

杉戸町長 古谷 松雄

総合評価方式に係る入札説明書

下記工事の入札を総合評価方式（ 型・除算方式）によって実施します。

（簡易型・技術提案型A、Bタイプ）から選定）

入札に参加する意向がありましたら、以下にあげる要領により技術資料を作成し、提出してください。

なお、技術資料が提出されないときは、失格とします。

記

1 工事の概要

- (1) 工事名 工事
- (2) 工事場所 杉戸町 地内
- (3) 工事業種 { 28業種から選定 }
当該工事に該当する業種を選択して表記する。
- (4) 工事内容 本工事は、（工事概要を記入する）施工するものです。
工事 1式
・工事延長 . m
・ 工 1式
・ 工 m³
- (5) 工期 契約日から平成 年 月 日
- (6) 設計図書を示す期間
ア 期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
イ 方法 電子入札共同システムに掲載（入札情報公開システム）

2 技術資料の提出期限

平成 年 月 日（ ） 時まで

3 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

各評価項目について次表の評価基準に基づき加点評価します。また、提出する資料は下記のとおりですので、不備のないように確認してください。資料に不備のあった評価項目については加点対象外（ペナルティ項目については減点対象）となります。なお、各評価項目の詳細な評価基準、配点は「埼玉県総合評価方式活用ガイドライン」で必ずご確認ください。

〔必ず提出する書類（様式）〕

- ・ 様式（社名情報）
過去2カ年度間に、社名変更、会社の合併等を行ったかどうかの有無を記入してください。
- ・ 様式（JV情報）
過去2カ年度間に、JVの代表構成員として工事を行ったかの有無を記入してください。
- ・ 様式（重複申請）
同時期に他の杉戸町発注の総合評価工事に配置予定技術者として入札参加するかの有無を記入してください。
- ・ 参加申込受信確認通知
「埼玉県電子入札共同システム」から印刷したものの写しを添付してください。

〔必須評価項目（簡易型・技術提案型共通）〕

ア 企業の技術能力

評価項目	評価基準・提出する資料
(ア)工事成績評定 【 / 2点】	<p>杉戸町発注工事の過去2ヶ年度間（H 、H ）の平均点</p> <p>1．様式A1（過去2ヶ年度間の工事成績一覧表）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去2ヶ年度間（H 、H ）に完成した工事成績の平均点 ・ 「入札説明書1（3）工事業種」で定めた業種に該当する、成績評定のみ記載してください ・ JVでの成績は、代表構成員のもののみ記載してください。 <p>注1）提出に当たっては、町データで確認を行い、各社が保管する工事成績評定結果表と評点に食い違いがある場合は、その工事成績を工事成績の欄に記入し、「工事完成検査結果及び工事成績評定結果について」等の写しを様式に添付してください。</p> <p>注2）前年度の工事成績が確定するまで（例年7月くらい）の間は、前々年度と前々々年度の2ヶ年度間とする。</p>

ア 企業の技術能力

評価項目	評価基準・提出する資料
(1)施工実績 【 / 1点】	<p>過去10年間に公共工事で近隣において類似の施工実績があるか。</p> <p>1. 様式A2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の公告日（指名通知日）から起算して過去10年以内に完成（契約工期の終期または工事完成検査結果の通知日を基準とする）した類似の公共工事の中から、代表的なものを1件記載してください。 ・近隣とは（例：県内、杉戸県土事務所管内、町内、同一路線上）とします。 ・類似工事とは（例： 工 m²以上、 工 m²以上）とします。 ・施工実績が提出資料で証明されない場合は、実績として認められません。 ・JVでの実績は、代表構成員としてのものに限りません。 <p>2. 契約書または（財）日本建設情報総合センター発行「工事カルテ受領書」又は「登録内容確認書」（契約データ、工事データ）の写し</p> <p>工事名、契約金額、工期、発注者、受注者、工事概要が確認できる部分を提出してください。契約書や工事カルテ受領書又は登録内容確認書の記載内容では類似工事であることが確認できない場合は、そのことが確認できる資料（平面図、構造図、数量総括表、その他類似工事の条件を確認できる工事書類等）を必ず添付してください。</p> <p>工事カルテ受領書及び登録内容確認書は竣工登録のものとし、</p> <p>ただし、請負代金額2,500万円未満の工事で竣工登録のない場合については、受注登録（変更した場合は、最終の変更登録カルテ）のものとし、</p>

イ 企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準・提出する資料	
(ア)災害防止活動等の実績 【 / 2点】	協定	町との協定を締結し、災害防止活動への協力体制を整えているか。 町内 に本店又は主たる営業所をおいているか。 町内の記述は、発注者が必要に応じ設定する。
		1 . 様式 B 1 2 . 協定書の写し
	実績	工事の公告日から起算して過去3年以内に町内 ¹ 、または町関係施設等の求めにより災害防止や復旧への協力活動（実績は に係るものに限る） ² を行ったか。 また、国土交通省や県との協定に基づく協力活動の実績についても評価対象とする。 「町内 ³ において協力活動を行なった場合（配点1点）」及び「町外 ³ において協力活動を行なった場合（配点0.5点）」とする。 1 町内の記述は、発注者が必要に応じ設定する。 2 建築工事等においては、実績の評価項目は削除する。 3 町内・町外の記述は、発注者が必要に応じ設定する。
		1 . 様式 B 2 工事の公告日（指名通知日）から起算して過去3年以内に、災害防止や復旧への協力活動等を行った実績とします。その中から代表的なものを1件記載してください。 2 . 証明書類 災害防止活動等を行った実績が証明できる書類・写真を添付してください。

ウ 配置予定技術者の技術能力

評価項目	評価基準・提出する資料
<p>(ア)工事成績評定 【 / 2点】</p>	<p>杉戸町発注工事の過去2ヶ年度間（H 、H ）の平均点。</p> <p>1. 様式 D 1</p> <p>過去2ヶ年度間（H. 、H ）に配置予定技術者が従事(完成)した工事成績の平均点</p> <p>注) 前年度の工事成績が確定するまでの間は、前々年度と前々々年度の2ヶ年度間とする。</p> <p>配置予定技術者は、候補者を3名まで記載することができます。この場合、技術資料に記載された予定者のうち、「配置予定技術者の技術能力」の合計点が最も低い者の得点をもって評価します。「(ア)工事成績評定」、「(イ)施工経験」、「(ウ)優秀技術者表彰」については、記載した全ての方を対象に提出してください。</p> <p>入札後に配置予定技術者の当該工事への従事が不可能となった場合、指名停止措置を行うことがあります。ただし、重複申請（同時期に他の杉戸町発注の総合評価工事に配置予定技術者として入札参加）していた工事を落札したことで、当該工事への配置ができなくなった場合に、その旨を直ちに発注者に申し出た場合には、指名停止措置の対象とはせず、入札を無効とします。</p> <p>原則として、配置予定技術者の変更は認めません。</p>

ウ 配置予定技術者の技術能力

評価項目	評価基準・提出する資料
(イ)施工経験 【 / 1点】	<p>過去10年間に公共工事で類似の施工経験があるか。</p> <p>1. 様式 D 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の公告日（指名通知日）から起算して過去10年以内に完成（契約工期の終期または工事完成検査結果の通知日を基準とする）した類似工事の中から代表的なものを1件記載してください。 ・ 類似工事とは（例： 工 m²以上、 工 本以上）とします。 ・ JVでの経験は、代表構成員としてのものに限りませす。 <p>2 (財) 日本建設情報総合センター発行「工事カルテ受領書」又は「登録内容確認書」（契約データ、工事データ、技術者データ）の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 類似要件を満たす経験が確認できる1工事分の写しだけで結構です。 ・ 工事カルテ受領書及び登録内容確認書は竣工登録のものとしませす。ただし、請負代金額2,500万円未満の工事で竣工登録のない場合については、受注登録（変更した場合は、最終の変更登録カルテ）のものとしませす。 ・ 上記の写しだけでは、類似工事に従事していたことが確認できるときは、請負契約書とその工事概要が記された部分の写し、現場代理人等通知書の写しなどを必要に応じて添付してください。 <p>（確認できる書類の添付がない場合、評価対象となりませす）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工経験がない場合は、様式の該当欄に「なし」と記入してください。

〔必須評価項目（技術提案型Aタイプ）〕

エ 施工管理の適切性

評価項目	評価基準・提出する資料
<p>(ア)工程管理の適切性 【 / 5点】</p>	<p>(工程管理に関する具体的な課題を設定。) 例：この現場は、 で工程管理上 する必要があります。このことへの対応に次の工夫が見られるか。</p> <p>の工夫 の工夫 の工夫</p> <hr/> <p>1. 工程表（様式自由） 概略の工程を記入してください。</p> <p>2. 様式（技術提案Aタイプ） 1 工夫毎の対応内容は <u>3項目以内*</u>とし、箇条書きで簡潔かつ具体的に記載してください。 <u>* 項目数は5項目を上限とし、工事の内容、課題等により発注者が設定する。</u></p> <p>なお、共通仕様書・関係法令・技術基準書等に定める標準的な内容を記載しても加点対象としません。</p> <p>3. 説明図表（必要に応じて。A4版2枚程度。）</p>
<p>(イ)品質管理の適切性 【 / 5点】</p>	<p>(品質管理に関する具体的な課題を設定。) 例：この現場は、 で品質管理上 する必要があります。このことへの対応に次の工夫が見られるか。</p> <p>の工夫 の工夫 の工夫</p> <hr/> <p>1. 様式（技術提案Aタイプ） 1 工夫毎の対応内容は <u>3項目以内*</u>とし、箇条書きで簡潔かつ具体的に記載してください。 <u>* 項目数は5項目を上限とし、工事の内容、課題等により発注者が設定する。</u></p> <p>なお、共通仕様書・関係法令・技術基準書等に定める標準的な内容を記載しても加点対象としません。</p> <p>2. 説明図表（必要に応じて。A4版2枚程度。）</p>

エ 施工管理の適切性

評価項目	評価基準・提出する資料
(ウ)安全管理の 適切性 【 / 5点】	<p>(安全管理に関する具体的な課題を設定。)</p> <p>例：この現場は、 で安全管理上 する必要があります。このことへの対応に工夫が見られるか。</p> <p>の工夫 の工夫 の工夫</p> <hr/> <p>1. 様式(技術提案Aタイプ) 1 工夫毎の対応内容は <u>3項目以内*</u>とし、箇条書きで、簡潔かつ具体的に記載してください。 * 項目数は5項目を上限とし、工事の内容、課題等により発注者が設定する。</p> <p>なお、共通仕様書・関係法令・技術基準書等に定める標準的な内容を記載しても加点対象としません。</p> <p>2. 説明図表(必要に応じて。A4版2枚程度。)</p>
(I)発注者が指定した課題への対応の的確性 【 / 5点】	<p>(発注者が具体的な課題を設定。)</p> <p>この現場は、 で施工上 する必要があります。このことへの対応に次の工夫が見られるか。</p> <p>の工夫 の工夫 の工夫</p> <hr/> <p>1. 様式(技術資料A) 1 工夫毎の対応内容は <u>3項目以内*</u>とし、箇条書きで、簡潔かつ具体的に記載してください。 * 項目数は5項目を上限とし、工事の内容、課題等により発注者が設定する。</p> <p>なお、共通仕様書・関係法令・技術基準書等に定める標準的な内容を記載しても加点対象としません。</p> <p>2. 説明図表(必要に応じて。A4版2枚程度。)</p>

〔必須評価項目（技術提案型Bタイプ）〕

オ (ア)技術提案

評価項目	評価基準・提出する資料
<p>(記入例:工事施工に伴う、交通止め交通規制日数の短縮日数)</p> <p>記入例: 標準値は、交通規制日数200日とします。 10日以上この短縮に対して評価します。 提案の最大短縮日数が60日以下の場合60日を満点とし、提案された短縮日数に応じ比例配分します。</p> <p style="text-align: right;">【 / 6点】</p>	<p>提案数値による定量評価 注意：提案値が標準値を満たしていないときは、失格とする。</p> <p>1. 様式（技術提案B）</p>

オ (イ)技術提案を実現するための方法

評価項目	評価基準・提出する資料
<p>実現するための方法</p> <p>【 / 4点】</p>	<p>現地の条件（地形、地質、環境、地域特性、近隣への配慮等）に合った適切な方法が示され、優位な工夫が見られ、実現が確実である。</p> <p>1. 様式（技術提案B）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者が求めた技術提案（5の（5）の「オ(ア)技術提案」の評価項目の欄に記された内容）について、貴社が提案する値及びこれを実施するための方法を箇条書きで、簡潔かつ具体的に記載してください。 ・技術提案事項が複数の場合は、技術提案事項ごとに記入してください。 なお、共通仕様書・関係法令・技術基準書等に定める標準的な内容を記載しても加点対象としません。 <p>2. 説明図表（必要に応じて。A4版2枚程度。）</p>

〔選択評価項目（簡易型・技術提案型共通）〕

カ 企業の技術能力

評価項目	評価基準・提出する資料
(ア) V E の提案 【 / 1点】	過去2年間に契約後 V E 提案の採用実績がある。 1. 様式 E 2. 契約後 V E 提案採否通知書の写し ・工事の公告日（指名通知日）から起算して過去2年以内に完成した工事の中から代表的なものを1件提出してください。 ・契約後 V E 提案の実績は公共工事に限ります。
(イ) 新製品・ 新技術紹介制度 等の登録 【 / 1点】	国土交通省の新技術情報システム（NETIS）に登録、 または、埼玉県の新製品・新技術紹介制度に登録している。 1. 様式 F 2. 登録されたホームページの出力 ・会社名、製品・技術名称、登録番号のわかるものを提出してください。
(ウ) 優秀工事表彰 【 / 1.5点】	過去3ヶ年度間に当該工事と同じ分野で埼玉県優秀建設工事施工者表彰（優秀賞・特別奨励賞）、埼玉県県土づくり・農林部優秀建設工事施工者表彰、企業局優秀施工業者等表彰のいずれかを受けたか。 1. 様式 G
(エ) ISO取得状況 【 / 1.5点】	ISO9001、またはISO14001を取得している。 1. 様式 H 2. 認証取得登録証の写し（有効期限内にあるもの）

キ 配置予定技術者の技術能力（(ア)、(イ)、(ウ)はヒアリングを実施）

評価項目	評価基準・提出する資料
(ア)専門技術力 【 / 1点】	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取組が確認できる。
(イ)理解度・取組姿勢 【 / 1点】	当該工事について適切に理解した上で、質問や提案等積極的な取組姿勢が見られるか。
(ウ)対応能力 【 / 1点】	近隣住民や第三者に対して工事説明や苦情処理などの対応が適切にできるか。
(I)保有する資格 【 / 1点】	1級 施工管理技士、1級建築士、技術士（ 部門）、または専門資格（例：舗装施工管理技術者、コンクリート主任技師、地すべり防止工事士）のいずれかを保有しているか。 1. 様式I 2. 該当する資格の合格証明書の写し ・法定資格の場合、評価の対象は、建設業法の定めにより、当該業種工事の監理(主任)技術者となり得る資格及び部門に限ります。
(オ)優秀技術者表彰 【 / 1点】	過去5ヵ年度間に埼玉県のお秀現場代理人等表彰を受けたか。 1. 様式J

ク 企業の地域精通度

評価項目	評価基準・提出する資料
(ア)地理的条件 【 / 1点】	本店または主たる営業所の所在地が（県内、杉戸県土整備事務所管内、町内）であるか。“（必要に応じて中間点の記載：なお、 を1点とし、 を0.5点に設定する。）” 1. 提出書類なし

ケ 企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準・提出する資料
(ア)企業の社会的 貢献の実績 【 / 1点】	<p>以下に該当する活動を1つ以上行った。</p> <p>公共施設管理へのボランティア活動の実績 1 インターンシップの実績 2</p> <hr/> <p>1 公共施設管理へのボランティア活動の実績</p> <p>1. 様式K、様式（ボランティア） 過去2ヶ年度間にボランティア協定等により町機関等の施設管理に関するボランティア活動を行った実績とします。 その中から代表的な実績を1件記載してください。</p> <p>2. 協定書または感謝状の写し 原則として、企業単体で実施したボランティア活動の実績を評価します。</p> <p>3. 証明書類 ボランティア活動を行った実績が証明できる書類・写真を添付してください。</p> <hr/> <p>2 インターンシップの実績</p> <p>1. 様式K、様式（インターン） 過去2ヶ年度間にインターンシップを受け入れた実績とします。 ただし、町内企業（町内に本店（建設業法に規定する主たる営業所を含む。）を有する企業）が、大学生または高校生を対象としたインターンシップの実績に限ります。 上記のうち、代表的な実績を1件記載してください。</p> <p>2. 証明書類 インターンシップを受け入れた実績が証明できる書類（学校と企業との覚書の写しなど）を添付してください。 証明書類は、学校側及び企業側のインターンシップ責任者の署名（署名日が明記されている）があるものを有効とします。 * 添付する証明書類は原本ではなく、写しを提出してください。 * 学生の個人情報が含まれる場合は、該当欄を削除（黒塗潰し）するなどその取扱いに十分留意したうえ、書類を提出してください。</p>

ケ 企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準・提出する資料
(イ)障害者雇用 【 / 1点】	<p>障害者の雇用促進等に関する法律で定められた雇用率に1%を加えた率で障害者を雇用している。または、法定雇用義務はないが障害者を雇用している。</p> <p>1. 様式M</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公告日時点での従業員としての雇用の有無、人数を記載してください。

コ その他

評価項目	評価基準・提出する資料
(ア)町内下請 の選定 【 / 1点】	<p>下請負人を（町内企業・県内企業）から選定するか。</p> <p>1．様式N 下請を使用する場合は「あり」に「 」を記入し、「下請負人として使用する企業の区分」欄の下請け企業の所在地〔 内に本店（建設業法に規定する主たる営業所を含む。）を有する企業〕の該当箇所に「 」を記入して下さい。 下請負人を使用しない場合は「なし（直営施工）」に「 」を記入し、「企業の所在地」欄の該当箇所に「 」を記入してください。 なお、この場合の下請けとは1次下請けを言い、2次下請け以降は評価の対象としません。</p>
(イ)県産資材 の選定 【 / 1点】	<p>主要な資材を県産資材から選定するか。</p> <p>1．様式O 主要な資材は、 、 または とします。 （注意1：資材A、<u>資材B</u>または・・・と表記したときは、いずれか1つの資材が対象となります。） （注意2：資材A <u>及び</u>資材Bと表記したときは、両方の資材が対象です） 県産資材とは、埼玉県内に本社または工場を有する会社の製造による建設資材等とします。</p>
(ウ)契約実績比率 【 / 1点】	<p>杉戸町発注工事（全業種）の契約実績比率。 （過去3カ年度平均と当該年度の比）</p> <p>1．様式P</p>

サ 企業倫理や信頼性等【 点/各 - 1点】

評価項目	評価基準・提出する資料
(ア)指名停止措置 (指名除外措置)	<p>公告日（指名通知日）以前2年間に町発注工事の指名停止措置〔開始日〕や杉戸町の締結する契約から暴力団排除措置に関する要綱により指名から除外措置〔開始日〕を受けたか。</p> <p>下記の(イ)～(キ)を原因とした措置の場合は、減点対象としません。</p> <p>1．様式R</p>
(イ)不正軽油の使用 による法令違反	<p>過去2ヶ年度間の町発注工事で不正軽油を使用し、法令違反（地方税法違反、埼玉県生活環境保全条例違反等）により通知等を受けた。</p> <p>1．様式S</p>
(ウ)ディーゼル 不適合車の使用 による法令違反	<p>過去2ヶ年度間の町発注工事でディーゼル車の不適合車を使用し、埼玉県環境保全条例違反により、運行禁止命令を受けた〔通知日〕か。</p> <p>1．様式T</p>
(エ)過積載による 法令違反	<p>過去2ヶ年度間の町発注工事で過積載を行い、道路交通法違反等により、逮捕または送検された〔通知日〕か。</p> <p>1．様式U</p>
(オ)総合評価の 不履行	<p>過去2ヶ年度間の町発注工事の総合評価方式で、正当な理由なく技術資料及び技術提案の内容に基づき履行できなかった〔確認結果（様式4）通知日〕か。</p> <p>1．様式V</p>
(カ)入札契約に関する 不当な強要行為	<p>過去2年間に入札契約に関する不当な強要を感じる行為があった〔発生日〕か。</p>
(キ)死亡事故	<p>過去2年間に町内における公共工事で作業員及び第三者の死亡事故を起こした〔発生日〕。</p> <p>下請け工事含む。ただし、入札参加者に責任がないと認められたものを除く。</p> <p>1．様式W</p>

(2) 総合評価の方法

【除算方式】

総合評価は、技術評価点を当該入札者の入札価格で除して得た数値（「評価値」という。）をもって行います。

技術評価点は、基礎点（100点）に加算点を加えたものとします。

加算点は、(1)「入札の評価に関する基準」によって得られた得点の合計値とします。

ただし、加算点の合計値が上限値を超えるときは、満点が上限値となるように補正を行います。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} = (\text{基礎点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

加算点は、(1)「入札の評価に関する基準」によって得られた得点の合計値とします。ただし、加算点の合計値が上限値を超えるときは、満点が上限値となるように補正を行います。

(3) 落札者の決定方法

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち上記(2)の「評価値」が最も高い者を落札者(落札候補者)とします。

イ アにおいて、評価値または総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者(落札候補者)を決定します。

ウ この工事の入札には、低入札価格調査制度に基づく調査基準価格を設定しています。アまたはイにおいて、調査基準価格未満の入札をした場合は、その入札価格について調査を受け、その結果、適切な入札であったと認められない限り、落札者になれません。

小委員会に意見聴取の必要があるものは、意見聴取を受け決定されます。

(4) 評価内容の担保

技術資料は、設計図書の一部(契約内容の一部)とし、工事完了後において、履行状況について確認します。受注者の責により技術資料の内容を満足できないときで、再度施工又は補修が適当でない場合、あるいは再度施工又は補修でも、技術資料の内容を満足できない場合は、不履行の項目の配点に応じた金額(配点1点を請負代金額の1%に相当させた金額。ただし5%を上限とする。)を徴収するほか、不履行の評価項目ごとに工事成績評定を5点減じます。不履行となった評価項目の数が2以上の場合は10点を減じます。

(5) 虚偽記載について

契約締結前、技術資料に虚偽の記載が判明した場合は、その技術資料を提出した者は失格とします。

契約締結後、技術資料に虚偽の記載が判明した場合は、契約金額の5%を徴収するほか、虚偽記載のあった評価項目ごとに工事成績評定を5点減じます。

虚偽記載のあった評価項目の数が2以上の場合は10点を減じます

また、杉戸町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。

(6) 不適正な事項に対する措置について

- ア 技術提案型Bタイプの評価項目において、提案値が標準値未満のときは、失格とします。
- イ 加算点がマイナスとなった者は失格とします。
- ウ 提出された技術資料に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えないものとします
- エ 提出された資料が不誠実であるときは失格とします。
(技術資料の丸写し、提案に係る部分が白紙での提出)
- オ 配置予定技術者の当該工事への従事が不可能であることが明らかであるときは失格とします。
- カ 入札後に配置予定技術者の当該工事への従事が不可能となった場合、指名停止措置を行うことがあります。
ただし、重複申請(同時期に他の杉戸町発注の総合評価工事に配置予定技術者として入札参加)していた工事の落札候補者となったことで、当該工事への配置ができなくなった旨を直ちに発注者に申し出た場合には、指名停止措置の対象とはせず、当該企業の応札を無効とします。
- キ 提出された資料に虚偽の記載が判明した場合、契約前であれば失格、契約後であればペナルティ(違約金、成績評定減点)の対象とします。
また、指名停止措置を行うことがあります。

4 技術資料の提出

- (1) 技術資料の提出は、原則郵送とし、次の受付期間内に到着するよう1部送付してください。

また、「埼玉県電子入札共同システム」から印刷した”参加申込書受信確認通知”の写しを併せて添付して下さい。

なお、必ず到着確認を行ってください。(期間内必着)

- ・受付期間：平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの
土曜日、日曜日、祝日を除く毎日
ただし、平成 年 月 日()は 時 分までとします。
- ・受付場所：杉戸町役場 課
〒345 -
住所 杉戸町
TEL 0480 - -

- (2) 提出書類はA4サイズとし、表紙を1頁とした通し番号を付するとともに、全頁数(頁の例：1 / ~ /)を表示してください。

なお、提出書類は袋綴じ・ホッチキス止め等はせずに、ダブルクリップ等で束ねて提出してください。

- (3) 提出書類の様式(及び「総合評価方式試行マニュアル」)は、適宜変更することがありますので、杉戸町ホームページ(<http://www.town.sugito.saitama.jp/cms/page2863.html>)で、最新のファイルを確認してください。

5 ヒアリング

配置予定技術者等を対象としたヒアリングを次の日程で行います。
平成 年 月 日()から平成 年 月 日()まで。
具体的なヒアリングの日時及び場所は追って通知します。

6 入札及び開札の日時及び場所

入札指名通知書（一般競争入札の公告）に示している日時及び場所。

7 落札者の決定通知

落札者の決定は開札後 日以内（閉庁日を除く）に埼玉県電子入札共同システムにて公表します。また、それ以降となる場合は連絡します。

8 契約書作成に伴う技術資料の追加提出

契約書を2部作成するにあたり、技術資料が追加で1部必要となりますので、落札者は決定通知後、速やかに技術資料を1部追加提出してください。

9 評価状況に関する情報提供

入札結果公開後7日以内（閉庁日を除く）を期限とし、入札参加者から様式8により入札情報提供について依頼があった場合は、依頼のあった日から起算して7日以内（閉庁日を除く）に入札参加者本人の評価状況を様式9及び様式10により情報提供します。

なお、諸処の理由で入札が失格・無効等になり、技術評価点の公表対象とならなかった者には情報提供しません。

10 実施上の留意事項

(1) 技術資料に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとします。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではありません。なお、発注者は提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとします。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしません。

(2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

(3) 提出された技術資料は、技術評価以外に提出者に無断で使用することはありません。

(4) 提出された技術資料は、返却いたしません。

(5) 本工事を受注した場合は、提案事項の評価項目「発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性」、「技術提案」などの品質等に係る試験及び資料作成は、受注者が行います。また、その費用は、受注者が負担することになります。

(6) 技術資料作成に関する手続についての問い合わせは次のとおりです。

・問い合わせ先 : 杉戸町役場 課 担当

TEL 0480 - -

総合評価方式特記仕様書

（趣旨）

第1条 この特記仕様書は、総合評価方式に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

工事名		工事
工事場所	杉戸町	地内

（履行）

第3条 受注者は、あらかじめ提出した技術資料に基づき、工事を履行しなければならない。

ただし、技術資料にある提案事項を実施するにあたり、工事に支障きたす事項がある場合は、契約後直ちに、発注者は受注者にその対応を指示する。

（配置技術者等）

第4条 受注者は、技術資料に記載した配置予定技術者を当該工事の主任技術者または監理技術者、もしくは現場代理人(以下「配置技術者」という。)として配置しなければならない。

- 2 配置技術者の変更は原則として認めない。ただし、病気、けが、退職、死亡など予測不能なやむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 受注者は、配置技術者を変更しようとするときは、やむを得ない事情を証明する資料を発注者に提出し、承諾を得るものとする。
- 4 変更後の配置技術者は原則として、変更前の配置技術者と同等以上の技術的資格、経験等を有する者でなければならない。

（評価内容の確認）

第5条 受注者は、提案事項を履行したときは、履行が確認できる資料を添付の上、速やかに、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から7日以内（閉庁日を除く）に受注者の立会いの上、技術資料に示された提案内容の履行を確認しなければならない。履行の確認にあたり必要があると認められるときは、発注者はその理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して確認することができる。
- 3 前項の場合において、確認又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 受注者は、前項の確認により内容が履行できていないことが明らかになったときは、直ちに再度施工又は補修の計画書を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が再度施工又は補修が適当でない判断した場合は、この限りではない。
- 5 受注者は、前項の計画書の内容について発注者の承諾が得られたならば直ちに実施し、再度発注者の確認を受けなければならない。

(資料作成費)

第6条 技術資料の評価項目「発注者が指定した課題への対応的確性」、「技術提案」などの品質等に係る試験及び資料作成は、受注者が行う。また、その費用は、受注者が負担する。

(不履行に対する措置)

第7条 受注者の責により技術資料に記載の内容が満足できなくなった場合は、受注者は発注者に違約金として、不履行の項目の配点に応じた額(配点1点を請負代金の1%に相当させた金額)を支払う。

2 受注者の責により不履行となった評価項目がある場合は、工事成績評定を5点減ずる。不履行となった評価項目の数が2以上の場合は、10点減ずる。

3 技術資料に虚偽の記載があった場合は、第1項及び第2項のほか「杉戸町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行うことがある。

4 配置予定技術者の変更に際して、第4条第3項に該当する場合は不履行と見なさないものとする。ただし、第4条第3項に係る資料に虚偽の記載があった場合は、この限りではない。

(弁明の機会)

第8条 受注者は、発注者から第7条の措置について通知を受けてから7日以内(閉庁日を除く)に、発注者に不服を申し出ることができる。

3 総合評価方式の請負契約書（例）

杉戸町建設工事標準請負契約書（一般）例

- 1 工 事 名 工 事
- 2 工 事 場 所 杉戸町 地内
- 3 工 期 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
- 4 請負代金額 金 , , 円
(うち取引に係る消費税額) 金 , 円

[注] 地方税法等の一部を改正する法律の施行後は、(うち取引に係る消費税額)は、(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)とする。

- 5 契約保証金
- 6 前 払 金 金 , , 円
- 7 部分払の請求回数 回以内
- 8 その他特定条件

受注者の責により総合評価方式特記仕様書及び技術資料に記載の内容が満足できなくなった場合は、受注者は発注者に違約金として、不履行の項目の配点に応じた金額(配点1点を請負代金額の1%に相当させた金額。ただし5%を上限とする。)を支払うものとする。

契約締結後、技術資料に虚偽の記載が発覚した場合、受注者が発注者に違約金として、請負代金額の5%を、指定された期間内に支払うものとする。

上記の工事について、発注者杉戸町と受注者 是、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

発 注 者 住 所
氏 名 印

受 注 者 住 所
氏 名 印